

船橋市告示第253号

町の区域の変更について

本市の区域内の町の区域を別紙の変更調書のとおり変更する旨、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

平成18年6月28日

船橋市長 藤代孝七

変更調書

新	旧	地番
旭町5丁目	夏見台5丁目	776の1～776の7 795の1 795の3～795の7 796の1～796の6 797の2～797の4 797の6 797の9 797の10 801の3 801の6

備考 上記の土地の表示は、平成18年1月19日現在の登記事項証明書によるものである。

町区域変更図

